

補助金調書

補助金名	福岡市暴力団事務所撤去運動支援事業補助金				担当課 (連絡先)	市民局生活安全部防犯・交通安全課 (TEL: 711-4054)
交 付 先	■ 団体	市民団体等			区分	その他の補助金
交付先決定方法	■ 公募	(公募の場合) 公募時期	随時			
(公募の場合) 応募要件	(1)福岡市内で暴力団事務所撤去の活動を行う団体であること (2)5人以上で構成される団体であり、かつ規約等を有し、経理・資金等の管理能力を有している団体 (3)営利、宗教の普及、政治上の主義推進等を目的としない団体					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	平成26	年度	経過年数	12	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 暴力団排除に取り組む市民等が実施する、暴力団事務所撤去のための活動にかかる経費を補助することにより、暴力団排除活動の推進及び暴力団事務所撤去の早期実現を図る。 【対象事業】 (1)福岡市内で暴力団事務所撤去の活動をする事業であること (2)活動に当たり、市等の関係機関からの補助金等を受けていない事業であること					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する理由	県内には、全国最多の5団体の指定暴力団があり、本市内においては、四代目福博会の本部が所在し、六代目山口組傘下組織及び神戸山口組傘下組織が活動の拠点としている。このことから、継続的な暴力団排除機運の醸成が必要であり、補助金の継続が必要である。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	■ その他	【補助対象経費】 (1)訴訟提起前の弁護士への相談費(2)住民集会の資料作成費(3)住民集会等の弁護士等への報償費(4)監視用施設借上料(5)監視用施設に係る土地借上料、電気工事費(6)非常通報装置設置賃借料(7)緊急通報位置通報機能付電話賃借料(8)備品賃借料(9)垂れ幕、看板、旗、タスキ、ハチマキ、チラン作成費(10)会場借上料、通信費、講師報償費、バス借上料(11)その他市長が必要と認める経費 【補助金額の算定方法・考え方】 対象経費の総額の範囲内において、1件あたり100万円を限度とする				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	0 件	0 件	0 件		
	500 千円	0 千円	0 千円	0 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	該当なし					
補助金交付 による効果	該当なし					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。